## 東京都の取組み(小川専門委員提出資料による)

東京は食品流通の拠点であり食品の大消費地という地域特性を有するばかりでなく、食品の安全性に対する関心が高くその取組みの影響力は大きなものがある。地域住民や事業者にとってもっとも身近な立場にある自治体として、常に現場と向き合った行政施策が求められている。

このため、リスクコミュニケーションの重要性は言うまでもなく、これまでに数多くの取組みを実施 してきたが、その時々の事件や事故などを通じて充実させてきた。

従来、食品事業者に対する普及啓発事業が中心であった食品衛生行政は、平成元年に50万人の署名とともに提出された食品安全条例制定の直接請求やその後の都議会での議論等を契機に、消費者を意識した施策の必要性が認識され、その結果、平成2年12月19日、都民との情報の共有の重要性が謳われた「東京都における食品安全確保対策にかかる基本方針(平成11年4月2日改定)」が策定された。

平成2年に発足した東京都食品環境指導センターの情報誌「くらしの衛生」は、これまで、行政がほとんど公表してこなかったさまざまな食品の検査データを掲載するなど、積極的な情報提供の先鞭をつけるもので、消費者団体等から高く評価され、東京都の姿勢に対する消費者の認識が変わるきっかけとなった。

平成5年度には、都民代表等の意見や考え方を直接聞く場及び行政が行っている施策や対応を直接営業者や消費者に伝える場として、「東京都食品保健懇話会」を設置し、継続して開催され、リスクコミュニケーションを具体的に実践している場として評価を受けた。

平成8年の0157による食中毒の際には、都民の食に対する不安を軽減させるため、総力を挙げて、パンフレット、ビデオ、パネルの作成(「腸管出血性大腸菌0157ってなに?Q&A」11万部、営業者向け衛生管理パンフレット「自主的衛生管理」5,000部、外国人向け「腸管出血性大腸菌0157ってなに?Q&A」英語、中国語、ハングル各4,000部など) 食中毒防止新聞広告の掲載、東京都提供番組や広報誌を利用した普及啓発の実施、 専用相談電話やインターネット等による情報提供、 食中毒予防チラシや手洗いシールの作成(予防チラシを400万部を作成し、都内小中学校、幼稚園、保育所に配布など) パネルディスカッションの開催などを実施した。

幸い、都内では死者を出すような大規模な発生は見られなかったが、普及啓発と情報提供の重要性が行政内部にも強く認識されることとなった事件となった。

平成15年度から、都では、三つの新たな事業を開始した。

第一は、食品安全情報評価委員会の設置である。委員会は、学識経験を有する者17名以内と都民からの公募者3名以内で構成され、食品安全に関係する内外の情報を収集し、収集した情報のうち、将来危害の発生や拡大が予測される課題について分析・検討し、都がとるべき対策を提言することを目的としている。

都では、提言に基づき、効果的で効率的な監視や検査を実施するとともに、危害の未然防止や被害を最小限に食い止めるための対策を推進する。その際、検討した課題を正しく都民に伝えるために、委員会では、課題ごとのリスクコミュニケーションの方法についても検討し、都に助言することとしている。

第二に、インターネット上で食に関する様々な問題について情報や意見を交換し、討論を行う場として、「食品安全ネットフォーラム」を開設した。

食品安全ネットフォーラムは、都が設定したテーマについて、誰でも参加できるもので、討論の結果 は、東京都の食品安全対策に活用することとしている。

第三は、「食の安全都民フォーラム」である。これは、できるだけ多くの都民の参加の下に、公開の場で、食の安全問題を考えてもらう場として開催するもので、シンポジウム形式やパネルディスカッション形式で年2回開催している。